

もとぐされ

サツマイモ基腐病の 防除対策

(育苗期～植付期)

病気の特徴

糸状菌（カビ）により引き起こされ、保菌した苗・イモ・残さ（畑に残った葉や茎、イモ）等が伝染源となります。見かけ上は健全な種イモや切苗でも保菌している可能性がありますので、注意が必要です。

国内で発病が確認された地域（令和5年1月20日現在）

沖縄、宮崎、鹿児島、福岡、長崎、熊本、高知、静岡、岐阜、群馬、茨城、東京、千葉、岩手、愛媛、福井、埼玉、山形、石川、北海道、鳥取、長野、広島、徳島、神奈川、兵庫、岡山、大阪、和歌山、三重の30都道府県で発生が確認されています。

○育苗にあたっての注意

- ▶ 苗の増殖は、ウイルスフリー苗を用いてください。
- ▶ 来歴が不明な種イモや切苗は絶対に使用しないでください。
- ▲ 奄美諸島、沖縄諸島、小笠原諸島等の移動制限地域から種イモや切苗を持ち込むことは禁じられています（違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。
- ▶ 多発生地域からは、種イモや切苗を持ち込まないでください。
- ▶ 生産者間で種イモや切苗の譲渡等を行わないでください。

○作業にあたっての注意

- ▶ 発生地域と行き来のあったコンテナ等は、洗浄、消毒^{*1}してから使用し、残さや土をほ場に持ち込まないようにしてください。
- ▶ 作業するほ場ごとに、農機具や長靴等についた土は良く落とし、水で良く洗浄してください。
- ▲ コンテナや農機具、長靴等の洗浄は、ほ場の近くでは行わないでください。

1 健全苗を確保するために

<苗床・育苗準備時の対応>

- ▶ 種イモから苗を増殖する場合は、病害等が発生していないほ場で生産されたイモを選別して用いてください。伏せ込む前の種イモは消毒^{*2}を行ってください。
- ▶ 育苗終了後は、苗床の残さを育苗ハウスから持ち出して適切に処分してください。苗床は、耕うんして残さの分解を促したのち、梅雨明け後の高温期に太陽熱土壌消毒を行ってください。

<育苗中に発病が疑われる株を見つけた場合の対応>

- ▶ 苗床は良く観察し、葉巻や株の萎縮、葉の変色、苗基部の黒変等の疑わしい症状を見つけたら、抜き取り等を行わず、速やかに最寄りの農業改良普及センターにご連絡ください。

<農業改良普及センター確認後の対応>

- ▶ 発病が確認された場合、苗床に病気が広がらないよう発病株を含む周囲の株を抜き取ることとなりますが、抜き取る範囲は発生状況により異なるため、農業改良普及センターにご相談ください。

(参考) 他県で発生した症状



葉巻、株の萎縮症状



苗基部の黒変

<採苗時の対応>

- ▶ 採苗時のハサミはこまめに消毒^{*1}を行います。苗は地際から5 cm以上の位置で切ってください。
- ▶ 採苗した苗は、採苗後速やかに苗消毒をしてください。
- ▶ 苗消毒用の薬液^{*3}は、使用当日に調製し、登録の内容に従って浸漬処理を行ってください。

<購入苗への対応>

- ▶ 切苗を購入する時は、基腐病対策が徹底されていることを販売店に確認し、未消毒の場合は購入後に必ず苗消毒してください。

2 侵入に備えた対策

- ▶ 排水の悪いほ場は、本病が侵入した際に発病しやすい傾向があるため、明きょ設置や耕盤破碎、枕畝の途中に排水溝を設置するなど、排水対策を徹底してください。
- ▶ ほ場ごとに植え付けた苗の苗床の場所や採苗日、ウイルスフリー苗などの購入先を記録してください。



枕畝途中に設置した排水路

○ほ場を土壤消毒する時の注意

▶土壤消毒は、適切な土壤水分（軽くにぎった際に固まる程度）であることを確認し、必ず被覆して行ってください。未分解の残さがある場合は、土壤消毒前に持ち出して適切に処分してください。

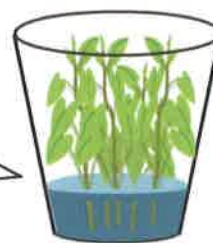
○使用可能な薬剤（令和5年1月11日現在）

	薬剤名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
※1 コンテナ等の消毒	ケミクロンG	500倍	—	—	瞬間浸漬
※2 種イモ消毒	トップジンM水和剤	200～500倍	貯蔵前～伏せ込み前	1回	30分間採苗用種イモ浸漬
※3 苗消毒	ベンレート水和剤※4	500～1000倍	植付前	1回	30分間苗浸漬
	ベンレートT水和剤20※4	200倍	植付前	1回	30分間苗浸漬
	トリフミン水和剤	500倍	植付前	1回	17時間苗基部浸漬

<苗消毒>



苗全体を消毒液に浸漬



苗基部の切り口を消毒液に浸漬

苗浸漬：苗全体に薬液が浸かるように処理

苗基部浸漬：苗基部の切り口が浸かるように処理

⚠※2、※3は農薬です。農薬の誤った使用を行わないよう、使用前には必ずラベルを見て、対象作物、希釈倍数や使用量、使用時期、使用回数等を確認してください。

⚠※4の2剤は共通する有効成分を含むため、総使用回数に注意してください。

○問合せ先

名称	電話番号	管轄地域
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	筑西市、桜川市、下妻市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町
農林水産部農業技術課	029-301-3936	全域

サツマイモ基腐病まん延防止のためのチェックシート

チェック1. 侵入防止のために種イモや切苗を確認

- 来歴が不明な種イモや切苗を持ち込まない
- 種イモや切苗は、生産者間で譲渡等されたものではない

チェック2. 侵入防止のための育苗床準備

- 前作の残さは耕うんして分解されていることを確認する
- 育苗終了後は、苗床の残さを育苗ハウスから持ち出して、ハウスを閉めきり、
(還元型) 太陽熱土壌消毒を行う
(残さ持ち出し 月 日 太陽熱土壌消毒 月 日 ~ 月 日)

チェック3. 健全苗の確保

- 苗床毎に番号を付け、苗床毎に導入した種苗の履歴を記録する
- 種イモは伏せ込む前に必ず健全なイモを選別し、消毒を行う
- 採苗する際は、地際から5cm以上の位置で切る
- 作業に使用するハサミはこまめに洗浄、消毒して使用する
- 苗消毒は、使用当日に調製した薬液で採苗後速やかに行う
- 苗消毒は、十分な薬液量を用意し、登録内容に従って浸漬処理する

チェック4. ほ場の準備

- 排水対策の徹底 (明きょ設置や耕盤破碎、枕畦の途中に排水溝を設置)
- 作業後は、他のほ場へ行く前に農機具や長靴等についた土は良く落とし、良く洗浄する

チェック5. 早期発見のために

- 作付ほ場ごとに植えた苗の履歴を記録する
(苗床の番号、採苗日、植付日 / 切苗の場合：購入日、店舗名など)
- 定植後、少なくとも2ヶ月間は、2週間に1度程度、地上部に変化が無いか必ず確認
(実施日 ,)
- 収穫前にほ場を観察し、地上部に株元の黒変を伴う葉の変色(黄変、赤変)がないか確認
(実施日)

チェック6. 収穫時、貯蔵期間中の早期発見のために

- 収穫および貯蔵の際に、なり首側から腐敗したイモがないか確認

チェック7. 次作への備え

- 収穫後は、ほ場から残さを除去し、耕うんして残った残さの分解を促す
- 良質なたい肥を施用し、土づくりに努める

チェック8. その他

- コンテナ等は洗浄、消毒して使用する
- 栽培履歴を記帳し、作業記録を確認できるようにする

(令和5年1月 茨城県農林水産部農業技術課)